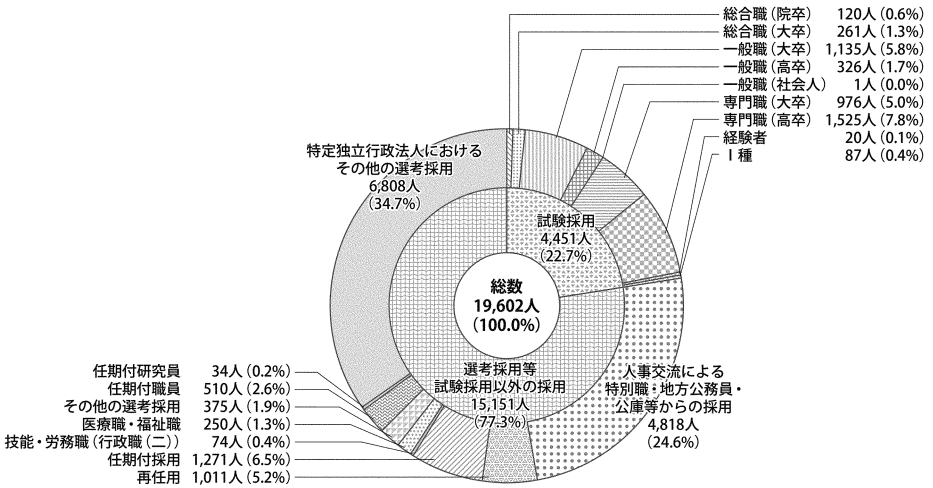
図1-3　平成25年度における職員の採用状況

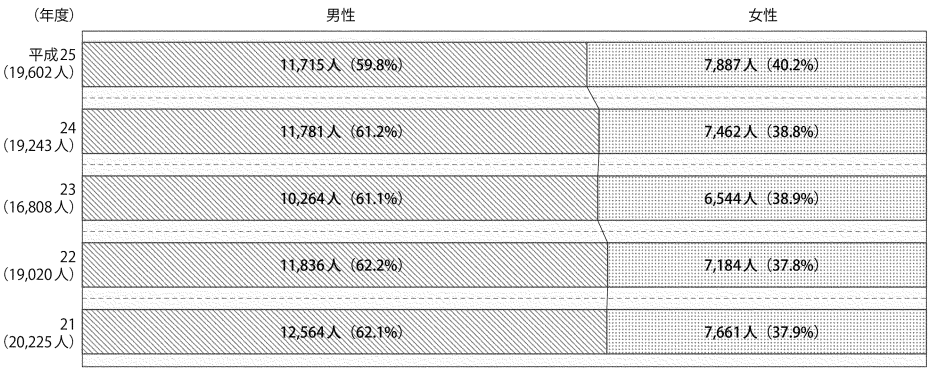
（平成25年度一般職の国家公務員の任用状況調査）



最近５年間の採用者総数を男女別構成比でみると、女性の割合は増加傾向にあり、平成25年度は４割を超え40.2%となっている（図１－４）。

図1-4　最近５年間の採用者の男女別構成比

（平成25年度一般職の国家公務員の任用状況調査）



平成25年度の試験採用者を採用試験の種類別でみると、総合職試験（院卒者試験）による者は120人（試験採用者全体の2.7%）、総合職試験（大卒程度試験）による者は261人（同5.9%）、一般職試験（大卒程度試験）による者は1,135人（同25.5%）、一般職試験（高卒者試験）による者は326人（同7.3%）、一般職試験（社会人試験）による者は１人（同0.0%）、専門職試験（大卒程度試験）による者は976人（同21.9%）、専門職試験（高卒程度試験）による者は1,525人（同34.3%）、経験者採用試験による者は20人（同0.4%）、Ⅰ種試験による者は87人（同2.0%）となっている。給与法適用職員についてみると、試験採用者は4,249人となっている。

(3)　離職状況

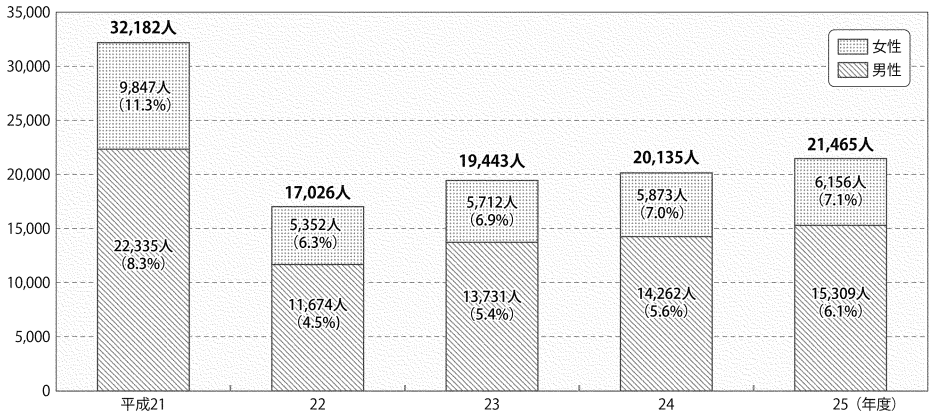
離職とは、職員が職員としての身分を失うことをいい、定年退職、辞職（人事交流によるものを含む。）、免職、失職などである。

平成25年度の離職者総数は21,465人（男性15,309人、女性6,156人）であり、前年度に比べ1,330人増加（男性1,047人、女性283人）している。このうち、給与法適用職員は15,252人（前年度比1,166人増）、特定独立行政法人職員は5,873人（同311人増）となっている。

離職率（平成24年１月15日現在の在職者数に対する同25年度中の離職者数の割合）は給与法適用職員で5.7%、特定独立行政法人職員で9.4%、全職員で6.4%（男性6.1%、女性7.1%）となっている（図１－５）。

図1-5　最近５年間の離職者数

（平成25年度一般職の国家公務員の任用状況調査）



（注）１　（　）内は離職率（前年１月15日現在の在職者数に対する当該年度中の離職者数の割合）を示す。
２　平成21年度の離職者数には、社会保険庁の廃止に伴うもの（約12,500人）が含まれる。

3　特定官職（本府省の課長等）への任命

本府省の課長相当以上の官職及び地方支分部局、施設等機関等のこれと同等の官職並びに特定独立行政法人の官職のうち人事院の定める官職（以下「特定官職」という。）に昇任、採用、配置換等を行う場合には、その職責の高さに鑑み、情実人事を求める圧力や働きかけその他の不当な影響を受けることなく、公正に任用が行われる必要があるため、職務遂行に必要な知識、経験、管理・監督能力等の有無を、経歴評定、人事評価の結果、その他客観的な判定方法により、公正に検証しなければならない。なお、特定官職のうち内閣による人事管理の一元化の対象となる官職以外のものに選考採用する場合等には、あらかじめ人事院と協議することとされている。

また、特定官職への採用、昇任等を行った場合（人事院にあらかじめ協議した場合を除く。）には、任命権者はその旨を人事院に報告することとされている。

人事院が定める特定官職の総数は、平成27年３月31日現在2,372あり、平成26年度中における特定官職への採用、昇任等に係る各府省からの報告は590人、協議は３人である。その内訳は表１－５に示すとおりである。